

## 会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則

### （目的）

第1条 この規則は、鶏卵の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第10条に定める会員証紙（以下「公正マーク」という。）に関する手続規則を定めることにより、公正マークの適正な使用を確保し、もって一般消費者の鶏卵に対する高い信頼を得ることを目的とする。

### （使用資格）

第2条 公正マークを使用できる者は、規約第2条第4項に規定する事業者に限る。

2 鶏卵公正取引協議会（以下「協議会」という。）は、公正マークを表示しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について公正マークを表示させないことができる。

- (1) 鶏卵の生産・販売に係る業務について、刑事罰・行政処分を受けてから2年を経過しない者。ただし、当該処分が取り消された場合はこの限りではない。
- (2) 国等の公的資金利用についての不正処理により、当該資金を提供した機関から処分を受け、当該処分を受けた日から2年間を経過しない者。ただし、当該処分が取り消された場合はこの限りではない。

### （使用条件）

第3条 公正マークは、公正マークを使用する包装等の表示について、協議会の承認を受けた後でなければ使用することができない。

2 雑誌広告、ポスター等に公正マークを表示しようとする会員は、あらかじめ協議会に印刷見本を届けなければならない。

### （承認申請）

第4条 公正マークの使用を希望する会員（以下「申請者」という。）は、「公正マーク使用承認申請書」（第1－1号様式）を協議会に提出するものとする。

2 申請者は、前項の申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 容器及び表示の見本 2点
- (2) 理事会の承認を得て定める資料 2点

3 協議会は、前項第2号に掲げるもの以外に、申請について、規約第10条の要件を満たしているか否かを判断するために必要な事項があると認める場合には、申請者に対して報告及び資料の提出を求めることができる。

### （審査事項）

第5条 協議会は、前条の規定による申請があったときは、その申請に係る表示事項が、規約及び鶏卵の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に規定する事項に適合しているものであるかについて審査するものとする。

2 前項の審査は、鶏卵公正取引協議会の組織及び運営に関する規則（以下「会則」という。）第21条に規定する会員証紙審査委員会（以下「委員会」という。）において行う。

(審査結果の通知)

第6条 委員会は、前条第1項及び第2項に掲げる事項を審査し、公正マークの使用の承認についての可否案を決定し、その理由をつけて会長に稟議する。

- 2 会長は前項の可否案を十分に尊重して可否を決定し、委員会は結果を申請者及び理事会に報告する。
- 3 申請者への通知は、「公正マークの使用承認の可否について」(第2号様式)により行うものとする。
- 4 協議会は、前項の通知の日から2年間、審査の経過を正確に記録した資料を、申請書及び表示見本等の関係資料とともに保管し、その間、当該判断の妥当性について検証可能な状態を維持しなければならない。

(有効期間)

第7条 前条による使用承認の有効期間は承認の日から2年間とする。

- 2 会員は、公正マークの使用承認を受けた商品に、継続して公正マークを使用する場合には、有効期間が経過する日の2か月前までに、第4条の規定に基づく「公正マーク継続使用申請書」(第1-4号様式)を提出し、再度承認を受けなければならない。

(使用者の責務)

第8条 第6条の規定による使用承認を受け、公正マークを使用する協議会会員は、使用承認を受けた包装等の表示内容について、実質的な変更を行おうとする場合は、新たに第4条に基づく承認申請を「公正マーク変更申請書(包装デザインのみの変更)」(第1-2号様式)又は「公正マーク変更申請書(表示文言・成分量の変更)」(第1-3号様式)により行わなければならない。

- 2 協議会会員は、第6条による使用承認を受けた商品について、その販売を行わなくなった場合には、速やかに協議会に対しその旨を「公正マーク承認商品終売報告書」(第3号様式)により報告するものとする。
- 3 栄養成分に係る表示について使用承認を受けた申請者は、その成分値の検査証明を年1回以上協議会に提出しなければならない。

(使用状況調査)

第9条 協議会は、公正マークの付された商品の中から、年1回以上、市販品買入調査を行うものとする。

- 2 前項の調査の具体的実施内容については、委員会において決定する。
- 3 第1項の調査の記録(包装等の表示物、買入場所、買入年月日及び調査結果)は2年間保管し、その間、市販品買入調査の適正性について検証可能な状態を維持しなければならない。

(不正使用に対する措置)

第10条 協議会は、第2条、第3条、第8条及び第9条第1項に照らし公正マークの使用が適切でないと認められる会員又は公正マークを不正に使用している会員に対して、規約に基づく措置を採るほか、特に必要があると認められるときは、使用停止処分又は承認の取消しをすることができる。

- 2 前項に基づく措置内容及び方法は、理事会において決定する。
- 3 第1項に基づく措置の通知は、理事会の決定後、直ちに当該措置を受ける会員に対し「公正マークの使用停止について」(第4号様式)により行わなければならない。

(不服申立て)

第11条 第4条に基づく公正マークの使用承認申請を却下された申請者又は前条第3項に基づく措置についての通知を受けた会員は、当該通知を受けた日から10日以内（土日祝祭日を除く。）に、協議会に不服申立てをすることができる。

2 協議会は、前項の不服申立てがあったときは、当該不服申立てを受領した日から10日以内（土日祝祭日を除く。）に、当該会員に主張及び立証の機会を与える。これらに基づき更に審理を行った上で、措置の決定を行う。

3 第1項の規定により公正マークの使用停止処分に関する不服申立てがあったときは、前項の規定により措置を決定するまで、前条第3項の通知に係る措置は、その効力を生じない。

(公正マーク)

第12条 施行規則第6条（会員証紙）に定める公正マークは以下のとおりとする。

(1) 内円と外円の面積の比は57対100とする。

(2) 文字は新ゴR書体とする。

(3) 文字サイズは、「公正」6.4ポイント、「たまご」5ポイント、「公正取引協議会」4.3ポイントとする。

(4) 図案の最小サイズは、施行規則第6条のとおりとし、これを拡大して使用する場合は文字サイズ、配置については、施行規則の図案の比率に準じることとする。

(審査料)

第13条 会員は、第4条に基づき公正マークの使用承認申請を行うときは、次に掲げるところにより、審査料を協議会に納付する。

2 公正マークの審査料は以下のとおりとする。

(1) 規約第3条に規定する必要表示事項のみの鶏卵

1点につき壹万円

(2) (1)以外の商品

1点につき貳万円

3 前項各号の審査料は、申請の度に納付するものとする。

4 納付された審査料は、審査結果にかかわらず返却しないものとする。

(使用料)

第14条 第6条に基づく公正マークの使用承認を受けた会員は、次に掲げるところにより協議会に使用料を納付する。

2 公正マークの使用料は以下のとおりとする。

(1) 規約第3条に規定する必要表示事項のみの鶏卵

1点につき壹万円

(2) (1)以外の商品

1点につき貳万円

3 前項各号の使用料は、毎年度納付するものとする。

4 納付された使用料は、返却しないものとする。

附 則

この規則は、公正取引委員会の承認を得た日から施行する。

(第1-1号様式)

公正マーク使用承認申請書

平成 年 月 日

鶏卵公正取引協議会

会長 殿

会員（会社）名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

事務担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

公正マークを下記商品の包装等に表示したいので、会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第4条の規定に従い、容器及び表示の見本2点を添えて申請します。

記

1. 申請対象商品

| 商品名 | 商標登録番号又は出願番号 | 特許番号又は出願番号 |
|-----|--------------|------------|
|     |              |            |

2. 申請対象商品の表示区分

| 表示の区分                                                   | 該当欄<br>(該当する区分に○をつけてください) |
|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 栄養強化卵（規約4条1項1号、規則3条）                                    |                           |
| 安全・衛生対策（規約4条1項2号）                                       |                           |
| 栄養強化卵承認成分以外の栄養成分等（規約4条2項1・2・3号、規則3条2項1・2・3号）            |                           |
| NGMO（遺伝子非組み換え飼料）・PHF（ポストハーベスト作業なし）飼料（規約4条2項4号、規則3条2項4号） |                           |
| 平飼い・放飼い等（規約5条1号）                                        |                           |
| 特定飼育卵（規約5条1号イ、規則4条1項）                                   |                           |
| 地卵、地玉子、地たまご等（規約5条2号、規則4条2項）                             |                           |
| 有精卵等（規約5条3号、規則4条3項）                                     |                           |
| 特選・厳選・最高級・極上等（規約5条4号）                                   |                           |
| 天然・自然等（規約5条5号）                                          |                           |
| 上記以外の一般卵                                                |                           |

協議会受付番号記入欄：

【 留意事項 】

申請者は、申請に当たり、次の事項について特に留意して確認してください。

また、関係資料の提出を求められた場合は直ちに対応できるよう、準備をしておく必要があります。

(1) 規約第3条関係

ア 内容量が正しく記載されていること。

イ 賞味期限が適切に設定され、明記されていること。

ウ 保存方法が明りょうに表示されていること。

(2) 規約第5条関係

「天然\*\*\*」と表示する場合に、「天然・自然又はこれらに類する用語」を鶏卵と関連付けしていないこと。

(3) 規約第6条関係

ア 「〇〇病の予防に」、「血液サラサラ」など、鶏卵に病気の予防等についての効能又は効果があるかのように誤認されるおそれがある表示がなされていないこと。

イ 「殺菌済卵」などの、特別な安全・衛生対策が講じられているかのような表示がなされていないこと。

(4) 栄養成分を増加した商品については増加成分の値が確認できる書類を添付してください。

(5) 公正マークの図案データは、公正マークの使用が承認された申請者に、アウトライン化したものを提供します。

(第1-2号様式)

公正マーク変更申請書（包装デザインのみ変更）

平成 年 月 日

鶏卵公正取引協議会

会長 殿

会員（会社）名 \_\_\_\_\_  
代表者 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
事務担当者名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

公正マークの使用承認を受けた商品について、表示の包装デザインのみを変更したいので、会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第4条の規定に従い、容器及び表示の見本2点を添えて申請します。

記

1. 申請対象商品

| 承認番号 | 商品名 | 承認番号 | 商品名 |
|------|-----|------|-----|
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |

協議会受付番号記入欄：

(第1-3号様式)

公正マーク変更申請書（表示文言・成分量の変更）

平成 年 月 日

鶏卵公正取引協議会

会長

殿

会員（会社）名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

事務担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

公正マークの使用承認を受けた商品について、表示の内容（表示文言・成分量）を変更したいので、会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第4条の規定に従い、容器及び表示の見本2点を添えて申請します。

記

1. 申請対象商品

| 承認番号 | 商品名 |
|------|-----|
|      |     |

2. 申請対象商品の表示区分

| 表示の区分                                                   | 該当欄<br>(該当する区分に○をつけてください) |
|---------------------------------------------------------|---------------------------|
| 栄養強化卵（規約4条1項1号、規則3条）                                    |                           |
| 安全・衛生対策（規約4条1項2号）                                       |                           |
| 栄養強化卵承認成分以外の栄養成分等（規約4条2項1・2・3号、規則3条2項1・2・3号）            |                           |
| NGMO（遺伝子非組み換え飼料）・PHF（ポストハーベスト作業なし）飼料（規約4条2項4号、規則3条2項4号） |                           |
| 平飼い・放飼い等（規約5条1号）                                        |                           |
| 特定飼育卵（規約5条1号イ、規則4条1項）                                   |                           |
| 地卵、地玉子、地たまご等（規約5条2号、規則4条2項）                             |                           |
| 有精卵等（規約5条3号、規則4条3項）                                     |                           |
| 特選・厳選・最高級・極上等（規約5条4号）                                   |                           |
| 天然・自然等（規約5条5号）                                          |                           |
| 上記以外の一般卵                                                |                           |

協議会受付番号記入欄：

(第1-4号様式)

公正マーク継続使用申請書（変更事項なしの場合）

平成 年 月 日

鶏卵公正取引協議会

会長

殿

会員（会社）名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ 

住 所 \_\_\_\_\_

事務担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

公正マークの使用承認を受けた商品について、表示の内容を従前のまま変更なく継続使用したいので、  
会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第4条及び第7条の規定に従い、容器及び表示の見本2点  
を添えて申請します。

記

1. 申請対象商品

| 承認番号 | 商品名 | 承認番号 | 商品名 |
|------|-----|------|-----|
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |

協議会受付番号記入欄：

(第2号様式)

公正マークの使用承認の可否について

平成 年 月 日

会員（会社）名

代表者 殿

鶏卵公正取引協議会

会長

印

会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第6条の規定により、下記の商品の包装等に公正マークを使用することを承認します（又は承認しません）。

記

1. 対象商品

| 承認番号 | 商品名 | 承認番号 | 商品名 |
|------|-----|------|-----|
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |

2. 承認に当たって留意すべき事項等

（表示の改善点、その他申請者が注意すべき事項がある場合に記載）

3. 承認しない場合の理由

（承認しない場合に記載）

(第3号様式)

公正マーク使用承認商品終売報告書

平成 年 月 日

鶏卵公正取引協議会

会長 殿

会員（会社）名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

事務担当者名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

公正マークの使用承認を受けている下記の商品の販売を終了したので、会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第8条の規定に従い、報告します。

記

1. 報告対象商品

| 承認番号 | 商品名 | 承認番号 | 商品名 |
|------|-----|------|-----|
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |

協議会受付番号記入欄：

(第4号様式)

公正マークの使用停止について

平成 年 月 日

会員（会社）名

代表者 殿

鶏卵公正取引協議会

会長 印

貴社が公正マークの使用承認を受けている下記の商品について、会員証紙（公正マーク）の使用に関する規則第10条第1項の規定に基づき、公正マークの使用停止を命じます。

記

1. 使用停止対象商品

| 承認番号 | 商品名 | 承認番号 | 商品名 |
|------|-----|------|-----|
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |
|      |     |      |     |

2. 使用停止理由

（理由を具体的に記載すること。）